

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年1月13日（平成28年（行個）諮問第7号）

答申日：平成28年7月4日（平成28年度（行個）答申第56号）

事件名：本人に係る行政相談案件について三重運輸支局が特定日に三重行政評価事務所に回報した文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（2）及び文書（4）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、中部運輸局長（以下「処分庁」という。）が行った平成24年7月27日付け中運総総第139号の2による不開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分を取り消し、別紙に掲げる文書（2）及び文書（4）の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 決裁文書「特定事業者にかかる行政評価事務所への回答について」のなかで（平成19年）4月16日評価事務所に回報したと明記してある。

イ 評価事務所の「苦情処理票」のなかで、5月22日三重運輸支局より回答との記載がある。平成19年5月16日付け行政相談連絡の回答内容について、事実関係整備事業者の対応状況・措置、職員への指導についてお詫びと訂正とした平成19年5月22日付け三重運輸支局より三重行政評価事務所に行政相談連絡について（お詫びと訂正）を行った文書を開示せよ。

（2）意見書

ア 国土交通大臣は、処分庁が事業者に対し本件事案を民事事件で決着をつけろと指示をしたと報告させた。民事に介入させて違法行為の隠滅を謀った。

イ 諮問庁は、不都合な諮問事案を大臣・政務官に隠蔽している。

- ウ 諮問庁は、諮問事件に関し内容に虚偽の記載がある理由説明書を作成して私に送付する違法行為を行った。
- エ 処分庁は、違法・不法行為を行った職員がいるのを知っていながら法令に基づく措置をする責務を果たしていない。
- オ 処分庁は、特定年月日C書類調査を適正に処理せずに事情聴取では事業者の言い分を鵜呑み。
- カ 天下りOB（特定協会専務理事M，元支局長，中部運輸局自動車交通部旅客第一課長）は、事業者社長の要請を受け、OBの威力を悪用し事案の情報を入手した。専務理事は事業者に対し内容に虚偽の記載がある処分庁あて特定年月日D付「報告書」及び特定年月日F付「報告書」を作成させて処分庁あて提出させた。処分庁は内容虚偽の改善報告を無視・黙殺した。
- キ 処分庁は、事業者の違反事実（特定年月B車検時の不当請求，特定年月A車検時の契約不履行・架空請求・詐欺。虚偽の陳述（車両法100条違反，違反点数60点），概算見積書の未交付等違反，違反点数6点，指定整備記録簿の虚偽記載，違反点数30点）及び他のユーザーに対する違反事実（架空請求等）に対する措置を無視・黙殺している。
- ク 処分庁は、特定年月日E付で特定事業者に対する処分に関しては特定事業者の違反事実（行政処分・事業停止）を改ざんして違反事実を文書警告とする警告書を発出した。
- ケ 以上のことから、処分庁は事業者に対し事実を記載した報告書の提出指示。事業者に対し法令に基づく適正な行政処分（虚偽の陳述等）と適正な行政処分の公表をしていない。
- 処分庁は、行うべき義務を果たさずに役所と事業者の違法行為を隠蔽するために国民からの情報公開請求に対し行政文書不開示決定理由を法8条の規定を悪用する違法行為を繰り返している。
- 諮問庁が諮問できなかつた事案11件を不当に放置してあるのは、諮問庁と処分庁の違法・不当行為を隠蔽し、諮問庁と処分庁が行うべき義務を果たしていない証拠書類である。
- コ 特定事業者は、社長と社員の違法行為を認めて私に心から陳謝した。
- 諮問庁には、当該事案の情報公開請求が個人情報であることを理由に用いればこ奴（大臣，政務官）は見抜けないと値踏みする職員が存在する。
- 諮問庁と処分庁の職員が違法・不当行為を繰り返しているのは明らかであるにもかかわらず、国土交通大臣，自動車局局長，中部運輸局長は、当該職員の監督責任を放棄している事実を認めて私に陳謝せよ。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

- (1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対し、別紙に掲げる文書（1）ないし文書（4）に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の開示を求めて行われたものである。
- (2) これを受けて、処分庁は、別紙の文書（1）及び文書（3）の開示決定を行い、併せて文書（2）及び文書（4）については、これを保有しておらず不開示とする決定（原処分）を行った。
- (3) これに対し、審査請求人は、原処分を取り消し、文書（2）及び文書（4）に該当する文書の開示を求めて、諮問庁に対し、本件審査請求を提起した。

2 原処分に対する諮問庁の考え方について

審査請求人は、原処分における文書特定について不服を述べていると解されることから、以下、その点について検証する。

(1) 文書（2）について

処分庁によると、文書（2）は、平成19年4月6日付けで総務省行政評価事務所から送付された事務連絡「行政相談連絡票」に対する平成19年5月16日付け事務連絡「行政相談連絡の回報について」が考えられたが、同文書の日付は、請求書に記載された平成19年4月16日ではなく、平成19年5月16日であることから、審査請求人に対し、「平成19年5月16日付け行政相談連絡の回報について」に補正された場合、開示することが可能である旨教示し、法13条3項に基づき、相当の期間を定めて開示請求書の補正を求めた。

同補正の求めに対し、上記補正を求めた部分について補正がなされなかったため、不開示決定を行ったと説明する。

なお、第2の2（1）アにおける審査請求人の主張に対しては、平成19年4月16日に三重行政評価事務所の担当者から「行政相談連絡票」の処理状況について電話により問い合わせがあり、その際、処理状況の回答は行っているが、行政相談連絡票の回報ではないため、記録等の文書も作成していないと説明する。

いずれにしても、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、開示請求書の不備が補正されないとして、当該開示請求に対して開示しない旨の決定を行ったことは妥当であると考えられる。

(2) 文書（4）について

処分庁によると、文書（4）は、平成19年4月6日付けで総務省行政評価事務所から送付された事務連絡「行政相談連絡票」に対する平成19年5月22日付け事務連絡「行政相談連絡の回報について」が考えられたが、同行政相談連絡票の回報は、実際には文書（3）しか存在

しないことから、補正されない場合、不開示決定を行う旨教示し、法13条3項に基づき、相当の期間を定めて開示請求書の補正を求めた。

同補正の求めに対し、上記補正を求めた部分について補正がなされなかったため、不開示決定を行ったと説明する。

なお、上記第2の2(1)イにおける審査請求人の主張に対しては、平成19年5月22日に特定事業者から新たな事実の報告があったとして、平成19年6月6日付けで、三重行政評価事務所に追加報告をした文書の可能性も考えられることから、補正の参考となる情報提供について配慮が欠けていた可能性は認められる。

しかしながら、いずれにしても、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、開示請求書の不備が補正されないとして、当該開示請求に対して開示しない旨の決定を行ったことは妥当であるとする。

念のため、処分庁に対し、倉庫、執務室、書架、机等の探索を指示したが、審査請求人の主張するような文書の存在は確認できなかった。

(3) 口頭意見陳述による主張について

審査請求人より、口頭意見陳述の申し立てがあったため、申立人に対して口頭で意見を述べる機会を設けた。口頭意見陳述による主張はおおむね以下のとおりである。

ア 私は何も言うことはありません。参考人の意見陳述を聞きたい。

イ 開示請求をすると虚偽記載はない。質問書を出しても回答がない。

補正書を書いてこいと言われ、補正書に回答しなかったら、不開示にされる。

3 結論

以上のことから、保有個人情報を特定できないとして、保有個人情報の開示をしない旨の決定を行った原処分は妥当であるとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年1月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月16日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年6月14日 審議
- ⑤ 同月30日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙に掲げる文書(1)ないし文書(4)に記録された保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙に掲げる文書(2)及び文書(4)に記録された保有個人情報(本件対象保有個人情報)について、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、本件対象保有個人情報には存在しているはずであるとして、原処分を取消しを求めるとしているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象保有個人情報の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 別紙に掲げる文書(2)について

審査請求人は、別途の開示請求により開示を受けた「特定事業者にかかる行政評価事務所への回答について」という決裁文書中に、「平成19年4月16日に評価事務所に回報した」と明記してあるので、文書(2)に該当する文書が存在するはずである旨主張している。

しかしながら、審査請求人が指摘する当該決裁文書中の「4月16日」の記載は「5月16日」の誤記であり、平成19年4月16日に三重運輸支局から三重行政評価事務所に回報した事実はなく、そのため、文書(2)に該当する文書は保有していない。

また、念のため事務室内、書庫等の探索を行ったが当該文書は発見できなかった。

イ 別紙に掲げる文書(4)について

審査請求人は、国土交通省が作成した文書ではなく、総務省三重行政評価事務所が作成した「苦情処理票」の中に文書(4)の平成19年5月22日付け三重運輸支局より三重行政評価事務所宛て「行政相談連絡の回報について」についての記載があることを根拠に、文書(4)が存在するはずであると主張している。

しかしながら、文書(4)の平成19年5月22日付け三重運輸支局より三重行政評価事務所宛て「行政相談連絡の回報について」は、実際に文書が存在することが確認できている文書(3)の平成19年5月16日付け三重運輸支局より三重行政評価事務所宛て「行政相談連絡の回報について」の僅か数日後の日付となっている。このため、確認はできていないが、「苦情処理票」の中に記載されている平成19年5月22日付けの文書(4)は、実は、平成19年5月16日付けの文書(3)と同じものであり、何らかの事情で三重行政評価事務所において文書(3)を受け取る、又は受け取った後の文書受付手続を行うのが遅れたために、「苦情処理票」では、平成19年5月22日付けと記載されているにすぎないと推察される。

いずれにしても、事務連絡「行政相談連絡の回報について」については、平成19年5月16日付けのものしかなく、文書(4)を

作成した記録もなく、念のため事務室内、書庫等の探索を行ったが当該文書は発見できず、保有していないことは明らかである。

- (2) 上記(1)の諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

よって、別紙に掲げる文書(2)及び文書(4)に記録された保有個人情報の開示請求につき、これらを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

3 付言

本件は、審査請求から諮問までに約3年5か月を経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、本件対象保有個人情報の不開示理由からしても、審査請求から諮問までにそれほど長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確に対応することが望まれる。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、中部運輸局において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 愼美, 委員 山田 洋

別紙

本件対象保有個人情報（以下の文書に記録された保有個人情報）

文書（１）平成１９年４月６日付け「行政相談連絡票の送付」Ａの押印があるもの及び別紙Ａ４ ３枚

文書（２）平成１９年４月１６日付け三重運輸支局より三重行政評価事務所あて「行政相談連絡の回報について」

文書（３）平成１９年５月１６日付け三重運輸支局より三重行政評価事務所あて「行政相談連絡の回報について」

文書（４）平成１９年５月２２日付け三重運輸支局より三重行政評価事務所あて「行政相談連絡の回報について」